特集:法実務教育

○特集:法実務教育——大島崇志先生 に聞く

2010年11月17日(土) 法務研究所会議室にて

聞き手:戸松秀典

はじめに

戸松 学習院大学法務研究所は、法科大学院における法実務教育について研究することをその事業の一つとしております。その最初の事業が、本誌の第1号に掲載した「特集:法実務教育――5年余の体験の総合分析」でありました。幸いなことに、これに対して各方面からよい評価をいただくことができ、この法実務教育についての検討を継続することの意義を感じた次第です。

本日は、大島崇志先生にお聞きするという方式で、先生が法科大学 院で教えてこられた体験に基づくご感想やご意見などいただきたいと 思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

大島先生は、2004年に学習院大学法科大学院が発足した時から、 実務家教員として、民事訴訟法科目を中心に、法実務教育を担ってこられました。私は、折々に、法科大学院での教育の在り方にかかわるさまざまなことにつき、先生が鋭いお考えをお示しになる場面に出会っております。本日のお話は、誌面に活字として残りますので、さしつかえない限りということにならざるを得えませんが、われわれ教師ならびに学生をはじめとする法科大学院関係者に向けてお教えいただければ幸いです。

話のはじめとして、7年ほどのご体験について、全体としてどのようなご感想をお持ちかをお聞かせ下さい。

大島 私は2000年に裁判官を辞めましたが、そのときに、千葉大で法科

 ²⁰⁰⁰年裁判官退官後、弁護士・千葉大学客員教授。2003年学習院大学法学部特別客員 教授、2004年より学習院法科大学院教授。民事訴訟法担当

大学院を創るということで協力を求められ、千葉大の学部でソクラ ティック・メソッドで授業をしたり、ときどき意見を言ったりしてい ました。そのうちに、学習院大学の法科大学院に参加するということ になって、こちらでお世話になるようになりました。実は、2004年 に法科大学院が開設される前に、私としては、このままでは法科大学 院ができない方がよい、2004年の開設を何とか延期できないかと考 えていました。それは、どういう法科大学院を創るのか、法科大学院 でどういう教育をするのかについて固まらないうちに動き出してし まっていたからです。法科大学院の目的は、法科大学院を作ること によって司法試験の受験者の7、8割が合格する制度にするというこ とでした。司法試験が7、8割が合格する試験になれば、法科大学院 の学生は余裕を持って勉強し、社会人としての素養を持った法律家に なると、こういうふうに進むはずだったんです。ところが、法科大 学院の入学定員は、初年度から全国で6千人近くになるということに なりました。そうすると、6千人の中から多くなっても3千人しか合 格者はいませんから、合格率7、8割は絶対実現しないことになりま す。それでは法科大学院を創る意義がないことになります。それでも 法科大学院ができるなら、法科大学院では何をするのか、何を目標に するのか、その論議が進んでいませんでした。このような状態では、 私は、現状の旧司法試験の制度の方がいいと思いました。そこで、私 は、2004年の法科大学院の発足を遅らせるべきだと主張していたん ですが、法科大学院は予定どおりに2004年にできました。そうすると、 すぐ問題がいっぱい出てきました。たとえば、未修コースの学生は1 年間法律を勉強すると既修コースの2年生の入学時の学力を身に付け ることになっています。しかし、既修コースの入学者は法学部で4年 間学んでいるので、それを未修コースの学生が1年間学んで同レベル に達するということは非常に難しいことというか、不可能に近いこと です。未修の学生全員が既修の学生のレベルに達する授業方法などな いのです。私は、未修コースの学生は3年計画で集中すれば、3年終

了時には既修コースの学生の学力に追いつくことができる、そうなるように努力しなさいと言っていますが、各人奮励努力せよ、しかないのです。新司法試験に完全に移行し、しかも合格者の数は3千人ではなく2千人止まりというのが現状です。この現状の中で、学習院の法科大学院として、できるだけ多くの学生が合格するように手助けをする、その努力をしてきましたが、新司法試験の合格者がなかなか増えないことが心残りです。

1 法科大学院教育の特色

◆少人数教育

戸松 法科大学院がいろいろな問題を抱えていることは、もう初めからご指摘いただきました。そこで、少し細かくお話をうかがいたいと思います。

そもそも法科大学院は、法実務教育を行うことが目的になっていますけども、この法実務教育というのは、従来の日本の大学では体験したことがありません。そこで、基本的には少人数教育をしなくてはいけないとか、対話方式での授業を取り入れるべきだとか、あるいは法曹として資質を身に着けるためたとえば文章力を鍛えるとか、いろいろなことが掲げられて、特色を持たせてきたわけです。これらの教育上の特色について、個別にお話をお聞きしたいと思います。

まず、少人数教育というのはいかがなものでしょうか。

大島 まず、法実務教育のことですが、司法制度改革を検討していた段階では、司法研修所における司法修習を1年半から1年に短縮し、司法研修所の前期修習課程は法科大学院でするという前提がありました。それが法科大学院のカリキュラムができてみると、そういうものが入っていないのです。既修コースで2年間に勉強する量を考えると、そこへ司法研修所の前期修習課程まで取り込むことはとても無理なのです。ですから、法科大学院では、前期修習には至らない程度の法実務教育をするということになりました。そして、法科大学院では、全科

目とも少人数でソクラティック・メソッドでやると決まっていました。 民事訴訟実務では、授業時間のほぼ半分を要件事実の説明に当てる ことによって、司法研修所の前期修習の導入部分をしています。少人 数教育という点では、私の担当している科目は、すべて30人以下です。

- **戸松** ということでは、少人数教育は、十分達成されているからよろしいということでしょうか。
- 大島 はい。ただ、ソクラティック・メソッドで、ほんとうに活発な議論を しようとすれば、20人以下でないとできないだろうと思っています。

◆対話方式の授業――ソクラティック・メソッド

- 戸松 そのソクラティック・メソッドですが、対話方式の授業というのは、アメリカのロースクールに倣って導入されています。アメリカに留学した人は、だいたいイメージがつかめているのですけれども、教師のあいだでは、特に大陸法系の研究者にとっては、これについての違和感が強いというか、反発があったり異論があったりしました。授業の内容によっては、この方式はよろしくなく、もう少し講義調のほうがよいという考えもあるのですけども。先生がおやりになって、この方式についてはいかがでしょうか。
- 大島 ソクラティック・メソッドと言っていますが、私が学生のときは、ケース・メソッドと言っていました。アメリカに留学した先生がアメリカのロースクールではケース・メソッドでやっていると紹介され、そのときから、法律の授業方法としてはケース・メソッドが一番良いと思いこんでいました。法科大学院で私が担当している授業は、原則としてソクラティック・メソッドでやっています。
- **戸松** 法曹養成の教育ということでは、この方法は有効だというようにお考えなのですね。
- 大島 そうです。現在の司法試験は、記憶型の学生に有利な傾向にありますが、そういう流れを崩すというか、記憶量の競争では負ける学生が司 法試験に合格するには、法律的な考え方を身に付けて、その場で考え

て答案を書けるようにならなければなりません。そのために法律的な考え方を身に付けるにはソクラティック・メソッドしかないと思います。ただ、法科大学院の授業は、どの科目でもカリキュラムが決まっていて、その科目の全分野を教えなければいけない建前になっています。それでは学生が発言する時間がそんなに取れないという問題があります。学生のほうも、1人であまり質問を続けて、ほかの人の時間を取ってしまってはいけないという遠慮もあり、議論が活発になっていません。学生との討論、学生間の討論ができるだけ活発になることを期待しているんですが、そういうふうには進まないことは確かです。

戸松 そうですね。この方法でやると、日本の法学教育の伝統的な、体系的 に全分野をなるべく教えるということ、これは到底できないですよね。 ですから、一部のところに焦点を当てて、考え方を学んでいくのだと 割り切らねばならない。

大島 まず、法律的な考え方を身に付けること、あとは自分で勉強するとい うことだと思います。

要件事実教育は、法科大学院の科目としてはなかったので、私は民事訴訟実務で要件事実教育をすることにしました。また、民事訴訟法の授業でも、できるだけ要件事実に触れるようにしています。民事訴訟実務の授業では、当初は要件事実は遠慮して割合としては少なかったんですが、今は半分は要件事実をしています。1期生の頃は要件事実教育にさく時間が少なかったせいもあり、学年末試験をしたら、がっくりするほど出来が悪かったです。そこで要件事実教育にかける時間を増やすとともに、授業方法として、質問を増やして学生にできるだけ発言させるようにしていくうちに、少しずつ効果が出てきました。今は非常に質問を多くして、丁寧に狭い分野を何度も何度も聞いて答えてもらっています。その代わり、授業でしなかった残りの分野は自分でテキストを読んで理解しなさい、という方法をとっています。これで、うまくいっていると思っています。

戸松 では、こういう要件事実教育には、ソクラティック・メソッドってい

うのは、これはぴったりの教育方法だと。

- 大島 はい。というか、どの科目も私はソクラティック・メソッドが良いと 思っています。
- **戸松** それは心強く思います。今後、ソクラティック・メソッドによる教育 の在り方について、スタッフ間で意見を交わし、理解を深め、この方 法の向上に努めたいと思います。

◆文章力---書く力の養成

- 戸松 法実務家となれば、文章作成はその仕事に大きな比重を占め、文章作成能力は、法実務家としての資質を反映するものだと受け取られております。そこで、私も、課題を出し、書いたものに赤を入れることなど、いろいろ工夫し、力がつくようにと努めております。ただ、これについては、学生間に差がみられ、文章の下手な学生の能力を効率よくあげるにはどうすればよいものか思案し、よい方法がなかなか得られず苦労しております。個別指導が何より重要かとも思います。大島先生は、どのようになさっておられるのでしょうか。
- 大島 期末試験の答案の講評をしたときには、答案の出来が悪かったと思った学生は、試験問題に関して基本書や論文を徹底的に調べて、その上で、自分で模範答案を書いてみてくださいと言っています。自分の答案について講評を希望してきた学生にも、基本書や論文を調べてから答案を書き直して持ってきてもらっています。書き直した答案でも出来が悪いときは、理解が不十分な論点についてもう一度基本書や論文を調べてから答案を書き直すように言っています。また、基本書や論文を読んだだけでは理解できないときは、その論点について友人と議論してから答案を書き直すように言っています。徹底的に調べてから答案を書くと、自分でもちゃんと書けたと満足するはずです。文章を書くことが下手だとか言いますが、それは学力がないのです。論点を理解しているならば、自分が考えた筋道を文章にするだけで答案になります。文章を上手に書く力がないのではなく、自分の考えがないか

特集: 法実務教育

ら知識がないから書けないのです。

私は、いつもこういう言い方をしています。あるテーマについて基本書を読んだら、その要約を書いてみてください。要約がうまくできなければ、理解が不十分ということですから、そのテーマについて更に徹底的に調べてください。それでも要約がうまくできなければ、そのテーマについて友人と議論をしてください。そのようにして、うまく要約が書けたなら、それが、そのテーマについての模範答案です。

- 戸松 私は、法科大学院で教え始めてすぐ気が付いたことがあります。それは、学生が法科大学院に入ってくるまでに、予備校で答案練習会に出ていて、そこで付けた奇妙な癖が抜け切れないということです。文章を書くことは、予備校の答案練習の答案を書くあれだというふうに、もう、がんと思い込んでしまっていて。それで課題を出して調べてくるように求めると、立派にちゃんとやってくる者が、いざ試験になってみると、つまり答案を書くということになるととんでもない文章になる。このことについて、先生は、どうお考えになりますか。今でも若干の学生は、旧司法試験組ですが。
- 大島 1期生、2期生のころは結構そういうタイプの学生が多かったし、今でも居ます。予備校では、ある問題について、論点がいくつあり、それぞれの論点の内容は何と何というふうに解答のパターンというかセットが用意されていて、それを書けば答案になるという教え方をしています。この解答のパターンを答案に完全に復元できれば、正解になりますが、完全に復元できるのは完全に覚えている場合ですから、大変難しいことです。
- **戸松** そうですね。ですから、学生によっては、先生が見本の答案を書いてくれ、見本の文章を書いて見せてくれればよいというのですが、それは絶対駄目なのですよね。私が書いたものを見せると、それをまねることにしか向いていかない。自分で考えて、思ったところを書くというのでなくて、何かパターンを一所懸命学ぼうとする。
- 大島 そういう意味では、勉強の仕方がわからないんですね。だから解答を

覚えていこうとするけれど、そうしたら覚え切れないのです。私は、 わからない問題が出ても、その場で考えて答案を書く能力を身に付け るしかないということをいつも言っています。

- **戸松** そうですね。ですから、旧司法試験組でこの法科大学院に入ってきてから、それが間違っていたというのに気が付いた者は、旧司法試験を在学中にもう1回受けて受かってしまうということも、1期生についてはありました。ですから。法科大学院の教育で、試験のためでないことに力点を置いているさまざまな特色は、そんなに間違ってはいないというように感じています。
- 大島 予備校スタイルが合う人もいます。非常に記憶力が良ければ、記憶力だけで司法試験に合格します。だからそういう人はそれでいいんです。 ただ、学習院の法科大学院に入ってきた学生には、そういう人はあまりいないようです。

2 カリキュラムの在り方

◆既修者・未修者コースについて

戸松 それで先ほどもちょっとお話に出ましたカリキュラムについてお伺いいたします。法科大学院のカリキュラムですけども、先生はすでに、法実務教育のカリキュラムになってないということをご指摘になりました。実は、そこのところが問題です。そもそも文科省からの厳しい要件が付けられ過ぎていて、自由な教育に基づいたカリキュラムというのを各法科大学院でできないようになっています。これもまた、1つの問題です。法科大学院間での統一を、どうしてこんなに厳しく取らなくてはいけないかという気がするのですけども。そういうことも合わせて、また、先ほどもすでにおっしゃっている、既修者・未修者の区別、それに基づいたカリキュラムとか、修得単位数とか科目の設定とかについても伺いたいと思います。これらについては、非常にたくさんの問題があり、すでにご指摘になっているところもありますが、よろしく。確か、先生は、既修者・未修者のコースのカリキュラムの

特集:法実務教育

あり方について、根本的に疑問を持っておられるようですが。

大畠 カリキュラムは文部科学省で決めたもので一切融通が効かないもので す。これは、ほんとにひどいですね。3年生のカリキュラムに司法試 験の受験科目がないのです。3年生になって授業を真面目に受けて学 年末試験が終わっても、それだけでは司法試験に合格しません。3年 生の授業には受験科目がないので、司法試験に合格するには、それな りの準備が必要です。3年生の2月から司法試験の受験勉強を始めて も、5月の司法試験には間に合いません。3年生は各自で司法試験受 験のための準備をしなければなりません。また、今のカリキュラムは、 どの科目でも全分野を網羅的に授業対象として決めているだけですか ら、学生が授業とは別に独自に司法試験の受験勉強をしなければ、そ れも自分に合った勉強方法を開発して受験勉強をしなければ、司法試 験には合格しません。統計的に見ればわかることですが、学習院大学 の法科大学院では、だいたい法科大学院の成績が半分から上の学生だ けが司法試験に合格しています。ということは、成績が半分より下の 学生は自分で努力して半分より上の成績を取ったときだけ、また、現 在成績が半分から上の学生はその成績を維持していたときだけ司法試 験に合格するのです。全員が同じ授業を受けていますから、自分でや るしかないのです。その辺が文科省の決めたカリキュラムがうまくで きてないところです。

◆修得すべき単位

- **戸松** それに、法科大学院での教育は、基本的は自学自習にゆだねているのですけども、この修得すべき単位ということを考えると、これもがんじがらめになっていて、がんじがらめとはオーバーかもしれないけど、かなり厳しい要件となっていますから、それを消化しながら自学自習となると、もう学生の負担が大変大きいような気がするのですけども。
- 大島 確かにそうですが、3年生のときに必要な単位を取るために時間を 使って、そのあとに相当な時間を残して受験勉強をした人でないと司

法試験には合格しません。毎日授業の予習に追われていて受験勉強を する余裕のない人は、合格しません。

◆科目内容・科目の配列

- **戸松** 学生からよく聞くのは、予習に追われていて復習する時間がないということです。そうですから、どのようにして自力を付けていくのかということが学生たちにとっての問題となっています。こういうことで、カリキュラム自体の在り方が問われるわけです。科目の内容、配列の仕方について、先生は、民事訴訟法を中心としてのことにならざるを得ないかもしれませんが、ご体験上どのようにお考えでしょうか。
- 大島 さっきから言っているように、大部分の学生はカリキュラムに従って 勉強しただけでは、司法試験に合格しません。自分で勉強する時間を 作って、自分に合った勉強方法を工夫して勉強しないと駄目なのです。 司法試験の合格者を増やすために教員側でできることは、個別指導の 機会を増やすことだと思っています。どの科目でも個別指導を必要と している学生がいると思います。
- **戸松** そうなると、われわれのこの陣容の教師の数でそれが賄いきれるかといったら、それはちょっと無理だということになりますね。
- 大島 難しいかもしれないですけれど、自力で勉強できるところまで引っ張り上げないと駄目な学生が相当数います。そういう人には、1人1人に合った相談なりアドバイスをしていく必要があると思います。

◆評価機関との関係

戸松 そうしますと、私が疑問に思っているのは、評価機関との関係がしょっちゅう登場してくることについてです。 受験指導をするなということがその一例です。 教育の仕方についての立ち入った監視がなされ、 受験指導に特化しているようなやり方をしていると、 指導、 是正が求められます。 これに真面目に対応していたら、 先生が今おっしゃったような個別の指導をして、 力を付けるということはできないことになる

のではないでしょうか。この評価機関との関係については、カリキュ ラムに限ったことではなくて、他のことにも関連いたしますが。

大島 評価機関とか評価委員とかは、結局数値化できるようなものしか見ていません。時間数とか出席率とか成績の割合とかですね。評価機関から、これを守れとか、守らないとか言ってきますが、くだらないことだなという感じが強いです。ただ、外部評価は制度としてあるのですから、違反してまでしなければならないほどのことはないと思います。受験指導をするなと言われていますが、3年生に受験科目の授業をしても受験指導にはならないと思います。また、個別指導をしても別に外部評価とぶつかるものではないと思います。私は、学生に討論するグループを作ることを常々勧めています。今まで見てきて、学生のグループ作りは最初のころの方がうまくいっていたようです。このごろは、グループはあるんですけれども、孤立している学生も多いようです。そこで、個別的に相談に乗る、質問に答えるとかは、みんなでできる限りやっていく必要があります。

戸松 グループの学習は、私も勧めているけども、何か最近特に自習室でも やらないし、さっさと帰って自分1人でやっている者の存在が目立つ ようになってきたのですが。

大島 ええ。で、そういう人が受かっているということもあります。

戸松 ああ、そうですね。受かっていることもあるのですよね。ですから、 わけが分からないっていうことになります。

大島 ただ、グループで勉強した方が絶対に得です。

戸松 ええ、効率がよいと、学生たちに対して言っているのですが。ただ、 分かっている学生は、グループの勉強は学校でやって、それであとは もう自習室ではやらなくて、すぐ自宅に戻ってやるとか。そういう使 い分けをしている者は、いますけど。

大島 前は、冬は別として、校舎の外へ出て4、5人で議論しているのをず いぶん見かけましたが、最近は一切見ないですね。

戸松 見ないですね。そういえば、だいぶ設備、施設的に余裕ができたし、

また、教室使用の予約を取って、そこでやるということもあるんでしょう。

それからもう1点、つまり、先生がおっしゃった数値化ということについてです。私は、この数値化ついておおいに疑問を抱いております。成績にかかわることを数値化すると、これが無責任を生み出すとみております。数字を見ると、それがいかにも客観的だという評価に変わってしまうようです。しかし、その数字の基礎となっているのは、全然客観的ではないのですよね。ですけど、どうしてこの数値を信じるのかなと思います。GPAの数値については、非常に疑問に思っております。

- 大島 私は、評価員になれば、確かに数値しか基準がないということになる と思うのですが、数値には大した意味がないことを自覚して評価して くれればいいのです。何か数値を強制して、注意事項に入れたり是正 事項にしたりするから、おかしいのです。
- 戸松 おかしいですよね。そうですね。法律の分野では、そのように数値化して客観的だとして扱い、それが説得力を持つなんてことはあり得ないというふうに私は思っております。極端にいえば、数値化による客観化などということはあり得ないと思っております。数値化することは、もう無責任につながるというふうに思っているのですけども。つまり、数字がこう示しているからこのようにいえるなどとすることは、もうそこで責任逃れが認められるという感じがするのです。

他に、このカリキュラムについて、何かおありでしょうか。

- 大島 今、できているカリキュラムを大々的に変えることは、もうできない ことです。直ちにやるべきことは、3年生に対して受験科目に関連す るものを増やすことです。
- **戸松** そうですね。公法関係でも、行政法の3とか、憲法訴訟3とか、何か 新たな科目を作って、それに補習的な役割を与えております。
- 大島 個別指導は、結局各教員の仕事ですから、その努力を待つことになります。

特集: 法実務教育

戸松 あと、新司法試験に合格して、成功して、修習を終えたりした者が東京に残っており、その先輩たちに面倒を見てもらうっていうのも一つの方法です。

大島 それは、ある程度うまく進んでいますね。

戸松 ええ。だいぶそのあたりが1期生の勉強上の環境とは違うといえます。

大島 どうやって勉強したらいいか、どの基本書を使ったらいいかと聞きに きた学生には、具体的に答えずに、合格体験記を読んで、自分でこれ がいいと思う人の真似をしなさいと言っています。どの教科書がいい かなんかは、その人その人で違うものですから、結局、自分で読み比 べて、これをじっくり読めば何とかなると思える基本書を見つけるし かないと言っています。

3 法実務教育の実践

◆実務家教員と研究者教員

戸松 それでは、今までのお話と重なるところがあるかもしれませんが、法 実務教育の実際面について伺うことにいたします。

まず、法科大学院では、実務家教員による授業と研究者教員による 授業とがあります。科目によっては、両者が一緒になって行うものも あれば、時間を分けてやるものもあります。民事訴訟法科目では、研 究者教員と一緒の授業をやっていらっしゃいますか。

大島 民事訴訟法判例演習は、二つのクラスに分けて別々にやっています。

戸松 それについて、何かお感じになっていることはございますか。

大島 学習院の法科大学院では研究者の教員で法曹資格を持っている人が多く、司法研修所の修習を受けた人もいますから、ほかの法科大学院とは事情が大分違うと思います。法科大学院ができる前は、弁護士会では非常に張り切っていて、全科目を弁護士が教えるつもりで準備をしていました。準備といっても教員希望者の調査をしたり教授法の研究をしたりですけれど、実際はそうはなりませんでした。私は当時から思っていたのは、弁護士としてちゃんと仕事していたら、教えること

にそう時間を割けるものでないということです。弁護士でも、ある程 度学究的な人が実務家教員になると思っています。私自身は弁護士の 仕事をしていますが、極端に忙しい弁護士ではありません。

- **戸松** それに、弁護士教員は、実際、仕事をなさっていて、仕事との関係ではいろいろ調べ、研究されているけども、教育となるとあらゆる分野を、およそただちに実務に結び付かないことまでやらなくてはならない。これは、研究者教員の方ができる領域なのでしょうかね。
- 大島 学習院の法科大学院の実務家教員には大変研究熱心な弁護士さんもおられますから、実務に結び付かない分野の授業もすることができると思います。まあ、その人その人であると思います。民事訴訟法判例演習では、できるだけ実務に関連することを説明して法実務教育を補うようにしています。長谷部先生と私では民事訴訟法の学識は月とスッポンで、この点では私は学生にすまないと思っていますが、関連する実務の説明と判例の読み方の伝授で埋め合わせをしているつもりです。

◆新司法試験対策との関連

- 戸松 それでは、新司法試験についての話に移りたいと思います。先ほど試験対策のことは、いくつかご指摘になったのですが、この新司法試験の制度内容をみると、法実務教育との関係は、最初におっしゃっておられるように、うまく対応できていないといえます。学生は、新司法試験に合格することを意識した教育を強く求めますが、法実務教育というのは、試験のことでなくて、もっと法曹になってからのいろいろなことを教えなくてはならないはずなのです。そこで、どのように試験勉強と実務教育とを調整したらいいかということが問われているようです。これは学生の能力にもよりますが。
- 大島 ちょっと違う見方から言います。今、学習院の法科大学院を出て、新司法試験に受かった学生、落ちた学生を見ていくと、基礎的な学力が低いために落ちた学生が相当数いるように思います。短答式は通って

いて不合格になった学生には、運が悪くて論文の出来がちょっと悪かった人と、論文で受かるまでの実力がない人とがいます。学習院の 法科大学院出身者には、短答式は通るが論文で受かるまでの実力がない学生が相当多いように思われ、これらの学生が合格するように何か 工夫ができないかが一番問題だと思うんです。

- **戸松** それはもう、法実務教育なんていうことのカテゴリーとは違うという ことでしょうか。
- 大島 はい。行き着くところは、基礎的なことを確実に知っている学生を作るしかないと思います。今の新司法試験の出題は、基礎的なことを確実に知っているかを試しています。特殊なこと細かいことをたくさん覚えなければ合格しないということは、ありません。短答式でも論文式でも落ちた学生は、みんな自分の勉強が足りなかったと言っています。そのとおりなんです。そこを何とかして、翌年に合格するようにするしかないのです。そうなると、1人1人の学生の個性に合った指導をしていかないといけないんじゃないかと思うんですけどね。
- **戸松** 要するに先生がおっしゃっていることは、法実務教育だけじゃなくて、 とにかく法学教育は基礎的なことをきちっと教えろいうことですね。 従来の法学部の教育と何も変わっているところはない。従来の法学部 は、多様な人間が来てしまい、それほど基礎的なことを・・・。
- 大島 結局、法学部の時代だって、司法試験に受かるには、どうしたらいいかと言ったら同じことですね。学習院は、伝統的に、基礎学力が少し足りないため短答式は通るが論文は不合格と言われていたのでないですか。
- **戸松** そうですね。そんなにひどくないけれども、短答式の試験はまあまあ のところにいくけども、論文試験のところで基礎学力が発揮できない という、そういう状態ですかね。
- 大島 たとえば短答式の席次で、合格者が2千人とすると、2千番台だったら、 これはきっと論文も通るだろうし、落ちても翌年は大丈夫だろうとな ります。それが4千番台だったら、今年は駄目となりますが、その学

生を翌年に合格するようにもって行くことができれば、いいんですけどね。

◆模擬裁判授業

- **戸松** ちょっと観点が変わりますけども、大島先生は、模擬裁判の授業を担当なさっておられますが、この科目は、法曹養成に直結するものだと思います。ご体験から、授業の意義、学生の対応、成果などについてお願いします。
- 大島 これはもう本当に良い科目です。民事訴訟法の授業で実務的な手続を 教えるのは時間的にも内容的にも難しいところがあります。これが模 擬裁判で解決できます。模擬裁判をすることで、実際の民事訴訟手続 を容易く身に付けることができます。問題なのは、良い教材が少ない ことです。
- **戸松** これは、必須科目にしたほうが良いというふうにお考えでしょうか。 合格した学生がやって来て体験談を後輩たちに語るとき、手続きにつ いてはきちっと学んでおくようにと言っております。彼らは、実務を やりはじめるとこの手続きのことが一番重要だと述べているのです が、まさにこのことですね。
- 大島 民事模擬裁判と刑事模擬裁判の2科目を必須科目とすべきです。実は、 1期生からしばらくの間は、模擬裁判を取った学生の司法試験合格率 が非常に高かったのです。これは成績の良い学生が模擬裁判に集まっ たためか、模擬裁判を取って民事訴訟手続の理解が進んだためかは判 りません。模擬裁判を取る学生は、20名台でしたが、最近は少なくなっ ています。
- **戸松** 先ほどからの話で、カリキュラムの消化等々のことでエネルギーが必要であるから、そのような模擬裁判で時間を取られたくないという、 そういうムードもあるんでしょうかね。
- 大島 最初のころに少なかったのは、模擬裁判は月曜日の授業でしたが、当時は月曜日の授業科目が多くて模擬裁判を取ると1日5科目になるの

が原因でした。それから、1単位ですから、取ると、あとの1単位で 取れる科目が少ないことも原因でした。最近は、同じ時間に他の科目 と競合していることも原因です

4 法科大学院の今後

戸松 法科大学院は、発足後7年を経験しましたが、必ずしも理念通りに実現して発展しているとはいえないようです。打開すべき課題をいろいろ抱えており、将来性について消極の意見をもつ者もみられます。しかし、大変なエネルギーを投じてなされた司法制度改革の一翼を担うものとして、法科大学院制度は必ず成功させねばならないものだと、私は受けとめております。

そこで、最後に、法実務教育のテーマそのものからは多少はずれるかもしれませんが、密接な関係をもちますので、この法科大学院制度の今後について、どのようにみておられるのか、大島先生のお考えをお願いします。

◆合格者増と学力の低下

大島 1980年台には、司法試験が一般的には予備校に何年も通い5回以上受けてやっと受かるという状態になり、合格者の平均年齢がずいぶん高くなりました。若い合格者を増やすために、1991年から、それまで合格者数が500人位だったのを年々増やし、1996年から丙案が実施されました。丙案とは、受験回数3回以内の人だけ合格点を下げて合格させるという方法です。2004年に合格者数が1500人になり、丙案は廃止されました。この時期に、合格者の平均年齢の低下は実現しましたが、これは、丙案でなく合格者数の拡大が功を奏したものです。そして、旧司法試験は、予備校に通ってですが本気で勉強すれば、3回位の受験で合格するようになりました。ここで、法科大学院が始まり、新司法試験の合格者の平均年齢は上がり出しました。いったい何

のために司法制度改革をしているのでしょう、ということです。法科 大学院制度には制度的欠陥があると思っていますが、司法試験の合格 者数を3千人にすることは法曹制度の改良になると思っています。そ れが目標の3千人にはならず、2千人止まりになりそうです。今、司 法試験の合格者を3千人にしたならば、学力が低い法曹不適格者がみ んな通ってしまうと言う人がいますが、私はそんなことはないと思い ます。もちろん、合格者の人数が増えれば、合格点は下がりますが、 法律家として必要なのはリーガル・マインドです。法科大学院を修了 した学生が司法試験に合格すれば、学力に問題はないと思います。も し、合格者に学力の低い者がいるなら、それは司法試験のやり方が悪 いだけだと思います。私が裁判官になった時期に既に弁護士になって いた人の学力は、一部の人ですけれど大変低いものでした。先輩の弁 護士の学力が低ければ、新しく弁護士になる人の中にも今後は一切勉 強しない、法律はみんな忘れたという人がいることになります。

- 戸松 学力低下をいう人は、もう珍しくないようです。私は、弁護士登録して弁護士会で弁護士の方といろいろ付き合っていますけども、もうほんとに真剣に、自分たちより能力の低い者が、人数増やすと入ってくるのではないかと思っているのに出合っています。あまりこういうことは、お互いをけなし合うことになってしまうから、あまり強いことが言えないのですが、ほんとにあなたたちは、学力があって優秀だったかと尋ねたくなります。私は10年間ほど旧司法試験の試験委員をやっていましたけど、決してそんな高い学力がある者ばかりを選抜していたとはいえないと思っています。学力の面だけで人間の評価を決めるべきではないですが。
- 大島 司法試験の問題は、決して易しくはないです。それで受かるんですから、合格したあとも勉強する意欲があれば、それで十分です。私は、まず合格者数3千人を実現すべきだと思っています。

特集:法実務教育

◆弁護士需要はあるか

戸松 3千人になったら大変なことだという、この弁護士会の反応が一番問題ですね。自分たちの職が脅かされると思っているのかもしれないですけど。

大島 弁護士会が反対しているのは、弁護士が今の収入を確保しようと思っているからです。弁護士の数が増えれば、弁護士報酬をダンピングして事件を受けようとする者が出てくることは確実です。しかし、今、弁護士は、報酬を取り過ぎています。これは変えるべきです。弁護士の数を増やすことによって、弁護士報酬の相場は下がります。そうしなければ、法律の問題で困っている人が弁護士を頼めないのです。弁護士に相談しようにも、高額な報酬を要求されたら困るのでビクビクしながら躊躇している人がたくさんいます。

戸松 弁護士を必要としている法的紛争はたくさんあると・・・。

大島 弁護士を必要としている法的紛争はたくさんあります。東京の法律事務所に就職しようという道だけを考えれば、今は大変きついですけれども、それ以外に弁護士がやる仕事は、いっぱいあります。

戸松 それに企業法務というのにも目を向けるべきです。経済界は、司法改革の過程で、弁護士数を増やせと主張し、その要求に対応してこの法科大学院・新司法試験の制度が始まったにもかかわらず、企業が逡巡して、なかなか弁護士採用数を増やしてないのです。しかし、今、右肩上がりに急激に法務部で弁護士を採用するようになっています。企業内弁護士の数が増えている。これも新しい道です。

大島 当然そうなんですけど、最初のころ増えなかったのは、社員並みの給料だと言ったら、希望者がいなかったんです。それが今は、それでも就職する者が出てきました。これから弁護士の職域はどんどん増えるようになると思いますし、法曹資格を持って官庁や企業に就職する人もたくさん出てきてほしいです。

戸松 質的に、ですね。私が一番不思議なのは、法科大学院を修了して入ってきた者の質が低いということを、既存の弁護士の人たちがあちこち

で言い出していることです。何を比較の基にして質が低いといっているのか、これがよく分からないのですけども。

- 大島 合格者数が増えれば、合格点は下がりますから、学力の低い人まで入ってくることは確かです。だけど、弁護士になってからの能力は、受験したときの学力そのものではないだけでなく、弁護士になって経験を積んで成長していく能力があるかどうかですから、受験したときの学力とはあまり関係がないといえます。問題は、そういう弁護士として成長していく能力を持っている人が合格しないといけないのです。
- **戸松** そういう人が受からないといけないんですけども、試験制度というの は奇妙なもので、必ずしもよい層を選抜したり、スクリーニングした りすることをやっていないですよね。

◆予備試験への疑問

- **戸松** 平成23年から始まる予備試験のことですけども、私は、これも運用 の仕方次第だとは思いますが、そもそもこのような制度は必要ないの ではないかと思います。これについて、先生は、どうお考えですか。
- 大島 必要ないと思います。これは、もう最初から作ることになっていましたが、非常にナンセンスな制度です。予備試験とは、法科大学院に行かない者に対して、法科大学院を終了した学生と同等の学力を持っているかどうかをテストするというもので、そんな問題を作ることができますか。法科大学院に行かないで法科大学院を終了した学生と同等の学力を持つことができるなら、法科大学院は不要です。
- **戸松** ちょっと考えても、基本的にこれは誠に不可能なことを求めているといえます。これを真面目にやろうとする日本の制度とはいったいどういうことかと思います。法科大学院を修了したのと同等の力をみるというのですが、同等の力が何かということを示すこと自体が難しいのに、それを試験によってチェックしようとしている。
- 大島 ですから、要は法科大学院へ行っても行かなくても同じということで す。非常に真面目に要領良く法律を勉強した人が受かる試験ができる

のだと思います。法学部に進んで非常に優秀な学生なら、予備試験を 受け、司法試験を受け、合格して、法曹になることができるというこ とです。

戸松 私は、あるところで聞いたのですが、結局、この予備試験を通った者が優秀で、法科大学院の方には、そのような優秀な者が行かなくなるだろうと。エリートコースになるというのです。先生は、そういうふうに思われますか。

大島 はい。当然そういうふうになると思います。

戸松 でも、そのエリートコースに行く人数をどのぐらいにするかといことが問題です。

大島 何人にしようとエリートコースになるでしょうね。

戸松 そうでしょうかね。そうすると、ある時から、ずっと先のことでしょうけども、いやそれほど先じゃないかもしれませんが、こちらを本筋にせよという話が出てきませんか。法曹養成の本筋が予備試験コースだと。

大島 それはあり得ないと思います。

戸松 でも法科大学院の将来のことを非常に疑問視する向きがあります。予 備試験が働きだすと、法科大学院無用論が出てくるのではないかとも 思われるのですが。

大島 今度の司法制度改革の最後の年に、自民党の党内の法務委員会で、法科大学院の修了者だけに司法試験の受験資格を与えることに対して、それまで赤ん坊でも受けることができた司法試験の受験資格を絞り過ぎだという意見が出て、そして、法科大学院の中身があまり良くないから法科大学院は創っても成功しないだろうとの意見が出ました。そこで、自民党の委員会では新司法試験の合格者は半分が法科大学院修了者、半分が予備試験合格者にすべきだとなりました。法務省で委員会のメンバーを説得して、やっと今の制度に賛成してもらったと聞いたことがあります。しかし、今となっては、この自民党案が復活することはあり得ません。

- **戸松** この制度は、合格者数が決まっていないのですよね。
- 大島 はい。予備試験の合格者数はまだ決まっていません。予備試験の合格 者が多くなると、法科大学院制度が壊れてしまいますから、そう多く はならないと思います。
- **戸松** 法科大学院を終わって3回失敗した人も受けられるわけでしょう。
- 大島 もちろんそうです。というか、そのための面もあるといえます。
- **戸松** 面もあるという。そうしたら法科大学院出て3回失敗したのが、それで通っていくということ自体が・・・
- 大島 いや、だから、人数によります。旧司法試験で、毎年ずっと一部の学生が、相当数が在学中に受けて合格していました。そういう人は毎年同じくらいの人数いますから、そういう人が予備試験を受ければ合格することになります。

◆法学部の存在意義

- **戸松** そういうこともありますね。そうするとこれ、バイパスがあるという ことは、法学部があるということが前提になりますね。法学部が必要 ないということですか。
- **大島** そういうことではないと思います。法科大学院を創るときに、法学部 が何のためにあるのかが問題になりましたが、まとまりませんでした。
- **戸松** でも法学部はいずれなくすというのが、一応スケジュールに入っていたのではないでしょうか。法科大学院が軌道に乗ればということでしたが、これがもう、いつの間にか立ち消えになってしまって。
- 大島 将来、法学部をどうするかなどは、いろんな意見があるままで法科大学院ができてしまいました。いろんな考えの人がいたと思います。東大は、法科大学院を創るときに法学部の定員を減らしています。
- **戸松** そうなのですけど。それは、教員の数の問題で、法科大学院の方に教 員がとられると法学部の方の教育の負担が大変になる、研究者は、本 質的に苦労を避けたがる傾向がありますから、それで学部の定員を減 らそうということになったのではないでしょうか。

特集: 法実務教育

◆法科大学院の定員と配置

大島 今後の改革として一番必要なのは、法科大学院の入学定員は各校最大 100人と決めることです。少人数で教育する建前にしておいて、200 人だとか300人だとかの入学定員を認めるのはおかしいです。全部の 法科大学院が入学定員を100人以下にすれば、今のままの制度でも、 司法試験合格者の偏在をかなり解消できると思います。

- 戸松 私も、良くなるというふうに思います。それから、予備試験の正当化 の根拠として、経済的に苦労している者が、この制度を残すことによっ て有利になるというか、法曹になれる道ができるということがいわれ ています。つまり、法科大学院が非常にお金がかかるからだという。 私は、これもよく分からないのですけども。そうであるなら、法科大学院の授業料を今よりもっと安くするとか、いっそのこと、法科大学院の授業料はなしにして、法曹になった者は将来何かのかたちで還元 するとかいう、こういう制度をとればよいといえるのではないかと思うのですが。
- 大島 法科大学院全体でみれば、経済的な問題は授業料免除や奨学金制度でかなり解決されているように思います。もっとも、学習院の法科大学院では、最近学資が続かないという学生が何人か出ていますので、個別的な救済を考える必要があります。
- **戸松** そうですね。だから予備試験が経済的に不自由な者のために存在すべきというのは、理屈になりませんよね。
- 大島 予備試験制度は、結局、受験資格を法科大学院修了者だけに限るのは 誰が考えても強引だと思ったために、バイパスとして作ったんです。 私は、法科大学院の入学定員を各校最大100人と決めることが最良の 解決策と考えています。
- **戸松** 法科大学院の各大学の定員を100名以下にしていけば、何とかなるということですかね。
- 大島 そうです。それと、ある数の法科大学院は存続させるのが無理です。 **戸松** ある数っていうのは。

- 大島 それは、司法試験合格者が2、3名以下になった法科大学院では、合格の見込みのある入学者を確保できなくなりますから、存続させるのが無理になります。
- **戸松** ええ、そうですね。今認可されっている法科大学院をまず整理しなく てはならないということですね。

大島 はい。

- **戸松** 法科大学院を整理することについて、先生は、どんなことをお考えですか。たとえば、山陰地方には一つ必要であるというように、地方的な理由というものがあって、必ずしも合格者の多いところとか、有名な、現在有力な法科大学院だけを残すというわけにはいかないということがあると思いますが。
- 大島 そんなことはないでしょう。
- 戸松 ないですか。地方も関係ないと。
- 大島 今の日本の中で、地方にそれぞれ法科大学院がなければ困るというような事情はありません。山陰法科大学院は、島根県と鳥取県に弁護士が少ないから、地元弁護士会が一緒にやるから法科大学院を創りましょうということで創ったんです。しかし、現在では、弁護士の数が増えれば、当然地方にも行きますから、地元に法科大学院を創る必要はないのです。
- **戸松** 地方に必ず作るという必要はないと。地方の法科大学院と弁護士の必要性とは関係がないということですか。
- 大島 はい。それに、地方は、法科大学院の教員を確保する点でも困難が多 いのではないでしょうか。
- **戸松** つまり、都市部の法科大学院を出て、そこから地方に行けばいいということですね。
- 大島 それと、法科大学院の修了者の7、8割が受かる司法試験にしない限 りは、法科大学院は意味がないのです。
- **戸松** ある優秀な弁護士さんが私に言ったんですが、7、8割が受かるよう にすると、この日本の学生の性格からいって、ろくに勉強しなくなる

特集:法実務教育

だろうと。どうせ受かるのだからということで、勉強に熱が入らないだろうと。ですから7、8割受かるなんて猛反対だって、こういうことをおっしゃったんです。

- 大島 そんなことはないと思います。法科大学院の入試が激烈なものになり ますから、問題はないです。
- **戸松** そうですよね。法科大学院への入試の際に、やる気のある者を選んで 入学させればよいはずです。
- 大島 今の法科大学院の入学定員は、旧司法試験の短答式の合格者数と同じで、だいたい6千人です。旧司法試験は短答式と論文式と2段階で選別していたのを、短答式での選別を法科大学院で先取りしたことになります。したがって、旧司法試験における大学間より新司法試験における法科大学院間の方が格付けが極端になってしまったのです。
- 戸松はっきりしたということですね。なるほど。

このぐらいで、もう話は尽くしたでしょうか。何かほかに、先生のこの7年間のご体験で、ぜひこれは残しておきたいということがございましたら、おっしゃっていただけますか。

むすび

◆最後に

大島 法科大学院生の皆さんがいずれ司法試験に合格して法曹になることを見越して、お願いがあります。皆さんは、いま、こういう法曹になりたいというイメージを持っていると思いますが、実際に法曹になるとき初心のイメージ通りの法曹になってください。法律の知識は、使い方によっては凶器になります。死刑判決をすれば人の命を奪いますし、民事訴訟をすれば人の財産を奪います。皆さんは、凶器になり得る法律の知識を人のために、正義のために使用する技術を習っているところです。弁護士になって、法律の知識を金儲けだけのために使うなどということがないようにしてください。私は、2000年に弁護士になりましたが、そのとき、どういう弁護士になるかと聞かれると、スト

リート・ロイヤーになると答えていました。ストリート・ロイヤーとは、ジョン・グリシャムの法廷小説の題名です。日本語訳が「路上の弁護士」との題名で新潮社から出ています。800人の弁護士がいるワシントンの大手法律事務所に勤めている新進の弁護士が、ホームレスらのために働く黒人弁護士に惹かれて、法律事務所を辞め、ホームレスらのために自分が勤めていた法律事務所に対し訴訟を提起して勝訴するというストーリーです。主人公の弁護士が公益活動に目覚め、最後には、自分が勤めていた法律事務所も公益活動に参加することで小説は終わっています。私は、弁護士だと自己紹介をするときに、もし法律の問題で困っていることがあるなら、いつでも相談にのりますと言っています。ストリート・ロイヤーを町の弁護士と解して、私は、初心のイメージの弁護士を実行しているつもりです。皆さん、初心のイメージ通りの法曹になってください。

戸松 ありがとうございました。

以上、大島先生から法科大学院における法実務教育に関する諸問題について大変有意義なご見解をうかがうことができました。10年も経たないうちに性急な評価を下す傾向が一部にみられます。これに対しては、何ら歴史的体験がなかった大学での法実務教育なのですから、これを理念に合致するよう発展させる努力が必要だということを力説するしかないと思います。発展させていくための方向性やら施策のあり方などを以上の大島先生のお話から学ぶことができたのではないかと思います。その実現にかかる責任を法科大学院関係者は果たさなければならないと、私は、深く感じているところです。

大島先生、本日は長時間お話いただき、ほんとうにありがとうございました。